

岐阜県院内感染対策協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、院内感染対策の向上を図る協議会の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 県内の院内感染対策の向上を図るため、岐阜県院内感染対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第3条 協議会は、岐阜大学、感染症指定医療機関、結核診療施設、医療関係団体、行政機関、その他地域における中核医療機関等の関係者で構成する。

2 協議会は、必要に応じ、各委員の推薦により当該委員の所属する施設等から専門協力員を選定することができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(業 務)

第7条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 県の院内感染対策事業に関すること
- (2) 院内感染発生時における調査、分析並びに適切な対応策、再発防止策に関すること
- (3) その他院内感染対策に関して重要な事項

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。